

米沢市地域医療を守り育てる条例

地域医療は、私たち市民が住み慣れた地域で安心して生活するために欠かすことのできないものであり、将来にわたって持続的にその提供体制を確保することが重要である。しかしながら、地域医療を取り巻く現状は厳しく、少子高齢化が急速に進行する中、医師を始めとする医療の担い手不足や地域間での医療提供体制の偏在といった課題はもとより、地域の基幹病院の機能の集約など地域医療の状況も大きく変化してきている。

このような中で、本市は、全ての市民が健康で明るく元気に生活を送ることができる社会の実現を目指して「米沢市健康長寿のまちづくり推進条例」を制定し、その理念を推進するために策定した計画に基づく健康の保持増進を今後もなお一層推進するとともに、将来にわたり持続可能な医療体制を確保するため、医療を受ける側である市民を含め、全ての関係者が地域医療の抱える課題を正しく認識し、互いに連携しながら「米沢の地域医療を自分たちで守り育てていく」という意識を共有することが必要であると考え、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、本市の地域医療を守り育てるための基本理念を定め、市民、医療機関、事業者、地域団体及び本市が果たすべき役割について明らかにすることにより、市民が安心して住み慣れた地域で良質な医療を受けることができる体制を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域医療 本市の区域内において、市民の疾病等の予防及び治療並びに健康の保持及び増進の分野において医療機関が提供する医療活動をいう。
- (2) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者その他市内の医療機関を利用する者をいう。
- (3) 医療機関 本市の区域内に存する病院、診療所、歯科診療所、薬局その他の地域医療に携わる機関をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

- (5) 地域団体 本市の区域内において営利を目的としない活動を行う団体をいう。
- (6) 健康長寿 全ての市民が、健康で明るく元気に活躍し続けられることをいう。
- (7) 医療の担い手 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の地域医療に従事する者をいう。
- (8) ライフステージ 乳幼児期から高齢期にわたる人の生涯における各段階をいう。

(基本理念)

第3条 地域医療は、市民の健康長寿を実現する上でかけがえのないものであり、将来にわたって安心して医療が受けられる地域医療体制を確保するため、市民、医療機関、事業者、地域団体及び市が一体となり、地域全体で守り育てなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 医療機関がそれぞれの役割に応じた機能を分担していることを理解し、自己の病状に応じた適切な医療機関を選択するとともに、緊急性が高い場合を除き診療時間内に受診するよう心掛けること。
- (2) かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つこと。
- (3) 受診等に当たっては、医療の担い手が市民の命と健康を守る役割を担う立場であることを尊重し、信頼関係の構築を心掛けるとともに、自らも健康の回復を図ること。
- (4) 自らの健康長寿を推進するため、健康診査等を積極的に受診することにより疾病の予防、早期発見及び早期治療を心掛けるとともに、食生活や運動など良好な生活習慣に留意し、日頃からライフステージに応じた自己の健康管理と健康づくりに取り組むこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が実施する地域医療を守るための施策及び市民の健康長寿を推進するための施策に協力し、積極的に参画すること。

(医療機関の役割)

第5条 医療機関は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 医療の担い手の確保及び育成を図るとともに、良好な勤務環境を保持すること。
- (2) 医療機関相互の機能分担及び業務連携を進めるとともに、保健、福祉及び介護と連携し、地域医療の充実に努めること。
- (3) 患者の立場を理解し、健康管理、病気等に関する相談及び助言を行うとともに、良質な医療と診療情報の提供を行い、患者との信頼関係を築くこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市が実施する地域医療を守るための施策及び市民の健康長寿を推進するための施策に協力すること。

2 米沢市立病院は、市民の健康保持に必要な医療を提供するために設立された医療機関であることに鑑み、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 市民に信頼される病院として、医療サービスの向上を図り、健全な経営を行うこと。
- (2) 救急医療の提供を24時間365日行うための救急受入体制の充実に努めるとともに、急性期医療及び高度で専門的な医療を担い、地域における医療水準の維持及び向上に寄与すること。
- (3) 地域医療における基幹的な医療機関として、他の医療機関と密接な連携を図ることにより、紹介患者の受け入れ及び逆紹介を行うこと。

(事業者及び地域団体の役割)

第6条 事業者及び地域団体は、基本理念に基づき、自らの従業員及び団体の構成員の健康づくりに必要な事業に取り組むよう努めるとともに、市が実施する地域医療を守るための施策及び市民の健康長寿を推進するための施策に協力し、積極的に参画するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項の実施に取り組むものとする。

- (1) 医療の担い手の確保や育成支援を行うこと。
- (2) 救急医療体制の維持、整備及び支援を行うこと。
- (3) 山形県、関係大学、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、事業者及び地域団体並びに保健、福祉及び介護の関係団体等との連携を図り、地域医療の充実に努めること。

(4) 市民に対する疾病等の予防、適正受診の啓発及び地域医療に関する情報提供を積極的に行うとともに、健康及び医療に関する相談体制の充実を図ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域医療を守るための施策及び市民の健康長寿を推進するための施策を総合的に推進すること。

2 市は、前項各号に規定する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。